

下関市住民自治によるまちづくりの推進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、住民自治によるまちづくりについて、基本理念を定め、市の役割を明らかにするとともに、まちづくり協議会の設立等及び市の支援に関し必要な事項を定めることにより、人と人とのつながりを大切にし、地域の力が発揮できるまちづくりを推進することを目的とする。

【解説】

この条例を制定する目的を定めています。

本条では、本市が平成25年8月に策定した「下関市における地域内分権の推進方向」を踏まえ、新たなまちづくりの仕組みである「住民自治によるまちづくり」の基本理念や、市の役割、まちづくり協議会の設立等の基本的な事項、市がまちづくり協議会に対して行う支援等について定めることで、今後、まちづくり協議会と市とが対等な関係の中で、協働してまちづくりに取り組み、人と人とのつながりを大切にし、地域が持つ力をこれまで以上に発揮できる暮らしやすい社会の実現を目指しています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住民自治によるまちづくり 市民等が合意に基づき、地区における共通の課題の解決や地域活性化を目的として行う活動をいう。
- (2) 地区 市の区域を一定の条件で区切った規則で定める地区をいう。
- (3) まちづくり協議会 地区における住民自治によるまちづくりを推進するために、市民等が構成員となり自主的に形成する組織で第5条第3項の認定を受けたものをいう。
- (4) 市民等 地区における次に掲げるものをいう。
 - ア 市内に居住する者

イ 市内で活動する市民活動団体等

ウ 市内で事業を営む者又は市内に存する事業所に勤務する者

エ 市内に存する学校等に通う者

- (5) まちづくり計画 住民自治によるまちづくりを計画的に実施するためにまちづくり協議会が策定する方針及び中長期的な事業計画をいう。

【解説】

本条では、この条例の中で使われる用語のうち、共通の認識を必要とする重要な用語について定義付けをしています。

まちづくり協議会は、行政が主体的に設立するのではなく、市民等が市の区域を一定の条件で区切った地区を対象として、自らの地区の課題の解決や地域活性化を目的に、自主的かつ主体的に設立する組織であることを明確にしています。

また、まちづくり協議会の活動の主体である市民等には、地区の居住者だけではなく、その地区に関わりのある市民活動団体等、事業者、在勤者、在学者等を位置付けています。

このうち、市民活動団体等には、NPO、ボランティア団体、非営利活動の任意団体、自治会など宗教・政治・営利を目的とせず、公益の増進を目的とし、市民が主体となって自主的な活動を行う市民活動団体や、生活協同組合、農業協同組合、スポーツクラブ、趣味の団体など組織の構成員の福利向上を目的に共益活動を行う団体を考えています。

さらに、地区全体で課題や資源の情報を共有し、まちづくり協議会が課題の解決や地域活性化に取り組むための方策となるまちづくり計画についても定義しています。

(基本理念)

第3条 市民等は、地区内の市民等の意思に基づき、自主的かつ主体的に住民自治によるまちづくりの推進に努めるものとする。

2 まちづくり協議会（以下「協議会」という。）と市は、互いの役割と立

場を尊重し、協働して住民自治によるまちづくりを推進するものとする。

【解説】

本条では、住民自治によるまちづくりの基本理念を定めています。

住民自治によるまちづくりは、地区で暮らす多様な立場の市民等が自主的かつ主体的にまちづくりに参加し、だれもが暮らしやすい地区にするために、自分たちが何をすればよいのかについて幅広く議論を重ね、結論を導きだし、自らが主体となって実際の取組につなげていくことが大切になります。

また、これまでは地区の個々の活動に対して、市がその活動を補助するようなかたちで支えてきましたが、住民自治によるまちづくりでは、協議会と市がまちづくりにおける対等な関係の中で、互いの役割や立場を尊重して協働で推進していくことが大切です。

(市の役割)

第4条 市は、第1条の目的を達成するために、市民等の自主性及び主体性を尊重しつつ、住民自治によるまちづくりの推進に関し必要な施策を講じるものとする。

【解説】

本条では、協議会と市の関係において、市が果たすべき役割を定めています。

住民自治によるまちづくりを推進するためには、庁内組織の見直しや財政支援制度の創設等の仕組みづくりは欠かせないことですが、市民等の自主性と主体性を損なわないよう配慮することが必要です。

(協議会の設立等)

第5条 市民等は、市長の認定を受けて、地区に1の協議会を設立することができる。

2 市民等は、前項の規定により協議会を設立しようとするときは、規則

で定める事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- 3 市長は、前項の規定により申請書の提出を受けた場合において、その内容を審査し、規則で定める基準に適合していると認めるときは、協議会の設立を認定するものとする。

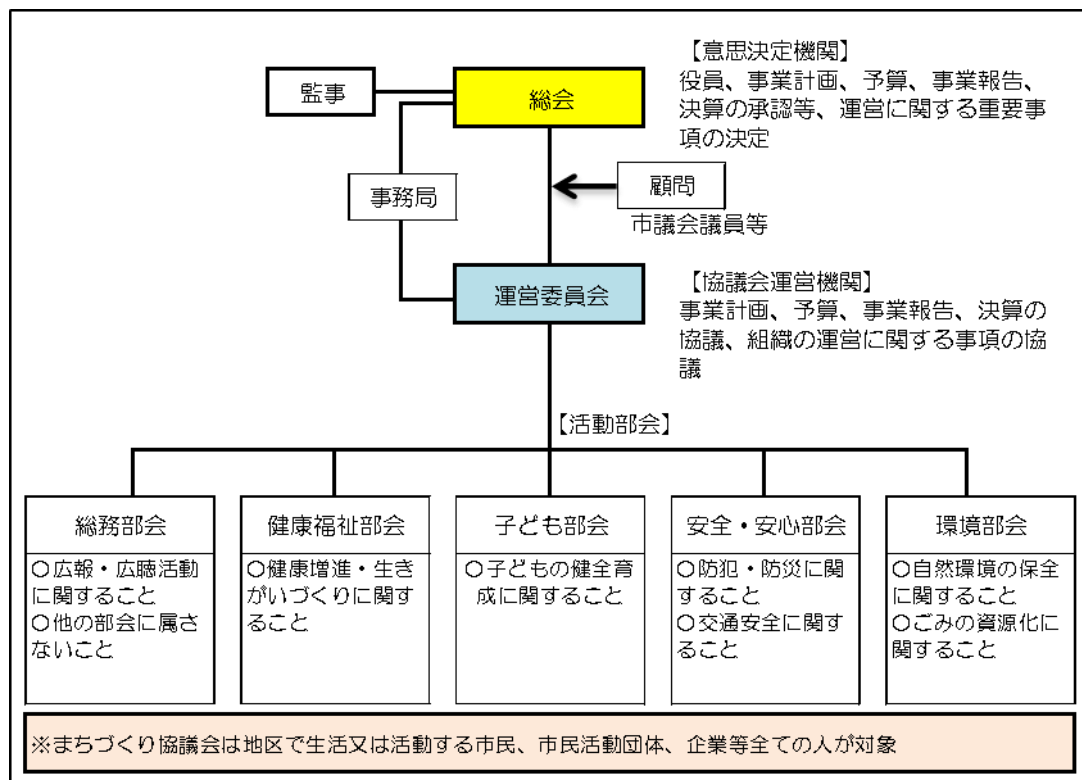
【解説】

本条では、市民等が設立する協議会が市の認定を受ける上での基本事項を定めています。

市民等は、条例第2条第2号に規定する地区に1つの協議会を設立することができます。

また、市民等は、協議会の設立にあたっては、規則に定める事項について、市長に申請することが必要です。市は、申請された内容が規則で定める基準に適合したものになっているかを審査し、認定することになります。

【まちづくり協議会の組織体制（例）】



(協議会の役割)

第6条 協議会は、第1条の目的を達成するために、次に掲げる事項を実施するよう努めるものとする。

- (1) 市民等が住民自治によるまちづくりをより円滑かつ効果的に行うことができるよう、それぞれの活動内容を理解し情報を共有するためのネットワークの構築を図ること。
- (2) 地区の身近な課題の解決又は地域活性化のための方策及びまちづくり計画を立案するとともに、規則で定める活動を行うこと。

【解説】

本条では、協議会の基本的な役割を定めています。

協議会は、市民等が、住民自治によるまちづくりをより円滑に、そして効果的に行うことができるように、それぞれの活動内容を相互に理解することや、それぞれが持つ情報を共有するためのネットワーク化を図って相互補完していく必要があります。

また、短期の事業計画及び中長期のまちづくり計画を策定し、地域が抱える課題の解決のほか、暮らしやすい社会を築いていくための地域活性化に向けた具体的な取組を実行していく役割が求められます。

(協議会の運営)

第7条 協議会は、市民等にかかれた運営を行い、意思決定については、民主的かつ効率的な方法により行うものとする。

【解説】

本条では、協議会の運営のあり方を定めています。

協議会は、当該地区全体を対象とする組織であることから、原則、会議や取組を市民等に公開するなど、透明性を確保していくことが求められます。

また、意思決定にあたって、民主的かつ効率的な方法として、意思決定

機関の設置が必要となります。その組織の仕組みや構成員については、各地区で十分協議する必要がありますが、先行都市では、市民活動団体等の代表者等が中心になっています。

(協議会の変更)

第8条 協議会は、第5条第2項の規定により申請書に記載した事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、当該変更について市長に申請し、承認を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

【解説】

本条では、協議会が、市長の認定を受ける上で申請した事項を変更する場合の手続きを定めています。

市長が認定した協議会が、変更後も認定の基準を満たしているかどうかを確認するための手続きです。また、手続きを要しない軽微な変更があった場合の例外規定も定めています。

(協議会の認定の取消し)

第9条 市長は、協議会の運営等が規則で定める事由に該当すると認めるときは、その認定を取り消すことができる。

【解説】

本条では、協議会の認定取消し処分について定めています。

市長は、認定した協議会の運営状況等を確認し、協議会として取り消すべき事由があると認められる場合、認定を取り消す旨を明記しています。

(市の支援)

第10条 市は、協議会が住民自治によるまちづくりを推進するため、必要があると認めるときは、予算の範囲内において財政上の支援その他の支援を行うものとする。

【解説】

本条では、協議会の設立や活動に対し、市が行う支援の基本的な姿勢を定めています。

具体的な支援の内容については、市職員のサポート、活動拠点の確保、財政支援、人材育成、情報共有・情報発信等を想定しています。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

【解説】

本条では、規則、要綱等への委任について定めています。

附 則

この条例は、平成27年1月1日から施行する。